

○津幡町大河ドラマ誘致推進キャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成22年9月30日

津幡町告示第97号

改正 平成23年8月1日津幡町告示第81号

平成24年3月28日津幡町告示第37号

令和2年12月25日津幡町告示第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町のNHK大河ドラマ誘致推進（以下「誘致推進」という。）におけるキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、着ぐるみとは、「よしなかくん」、「ともえちゃん」、「火牛のカーくん」、「火牛のモーちゃん」の4体をいう。

(着ぐるみの貸出し)

第3条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）が企画又は実施する各種イベント等で、誘致推進に関することにおける広報、地域活性化及び観光振興等本町のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(申込み)

第4条 申込者は、誘致推進キャラクター着ぐるみ貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日の属する月の前6月から貸出日の7日前までの期間に提出しなければならない。なお、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認の通知)

第5条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに申込者に対し、誘致推進キャラクター着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）又は誘致推進キャラクター着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）の通知を行うものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 町長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、町の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第6条 町長は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出承認をすることができない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 津幡町の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用するとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを改造して使用するおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について町長が不適切であると認めたとき。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第8条 貸出料は、無料とする。

(貸出方法等)

第9条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、津幡町役場産業建設部産業振興課において着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。

2 着ぐるみの貸出し及び返却は、使用者が行うこととする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(6) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第11条 町長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又は第6条及び前条の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、町長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第12条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、町長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(町の責任)

第13条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の責任を負わない。

(返却)

第14条 使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日津幡町告示第81号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日津幡町告示第37号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日津幡町告示第114号)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。